



# トップアンドコア通信

【令和4年1月号】

コロナ禍により雇用保険の財政が急激に悪化しています。そのため、政府において**来年度の雇用保険料率の見直し**が行われており、改正法案の通りに成立すれば、**年度途中での雇用保険料率変更**というイレギュラーな対応となります。また、財政悪化の原因となった「雇用調整助成金」については、度重なる**特例措置の延長**が発表されており、一定の離職防止の効果が出ているとの判断のようです。合わせて、大手旅行代理店の不正受給がニュースになる等、各労働局では**助成金の審査および不正受給の調査を強化**しています。不正受給には悪意があるものもありますが、勤怠管理ができていなかったり、給与計算の単価を間違っている場合など、**会社側の管理不足による意図しない指摘・指導**もあります。助成金を申請するという事は、労務管理を見直すきっかけともなります。

## ■ 「シフト制」適切な雇用管理を行うための留意点

厚生労働省より「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」という文書が公表されました。厚生労働省のホームページには「いわゆる『シフト制』について」というページが開設され、**使用者向けと労働者向けのリーフレット**も作成されています。

『シフト制』による働き方においては、**労働契約締結時に「労働日」と「労働時間」が確定できない**ことから、**有給休暇の付与日数や休業手当の支払い、雇用・社会保険の加入有無**についてトラブルとなりがちです。今一度、留意点を確認しておきましょう。



**【背景】** 人手不足や労働者のニーズの多様化等により、パートやアルバイトを中心に、**労働日や労働時間を一定期間ごとに調整し、特定するような働き方**が増えてきているところ、**労使の認識違いにより労働紛争の原因**となっている

### 【定義：シフト制とは】

労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、**一定期間（1週間、1ヶ月など）ごとに作成される勤務シフト**などで、**初めて具体的な労働日や労働時間が確定**するような勤務形態のこと

### 【前提：労働条件の明示】

労働基準法第15条により、**労働契約の締結時**には法定の労働条件を明示しなければならない例：契約期間、就業場所、従事する業務、**始業・終業時刻、休憩、休日**、賃金の決定方法など

■ 特にシフト制労働契約では、以下の点に留意しましょう。

#### 「始業・終業時刻」

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに**単に「シフトによる」と記載するだけでは不足**であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、**原則的な始業・終業時刻を記載した上で**、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

#### 「休日」

具体的な曜日等が確定していない場合でも、**休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記**する必要があります。

使用者向けのリーフレットには「チェックリスト」が作成されており、トラブルとなりやすい点を事前に確認できるようになっています。特に「いったん特定したシフト上の労働日、労働時間の変更」は、**労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要となる**点に注意が必要です。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト		法定事項
労働契約を締結する際の留意点		
1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。 ⇒1 (1) 労働条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
2. <b>いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。</b> ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

※労働条件の明示は、労働者が希望した場合は電子的な方法での明示も可

### ■住民税（特別徴収）の従業員への通知が電子化（2024年度以降）

令和3年度税制改正により「**個人住民税の特別徴収税額通知の電子化**」が決定しており、e-LTAXの機能追加などが必要なことから、**2024年度分以降の住民税が対象**となります。

**機能追加**

- 地方税共通納税システムの構築(対象税目: 法人住民税・法人事業税、個人住民税(給与所得等の特別徴収)及び事業所税)
- 汎用申請機能(「その他申請書」の送付) 等

<今後追加予定>

- 令和3年10月: 地方税共通納税システムの税目拡大(個人住民税 利子割、配当割、株式等譲渡所得割)
- 令和5年度: 地方税共通納税システムの税目拡大(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割)
- 令和6年度: 個人住民税における特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付**

#### 事業者用の「給与所得にかかる特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」:

e-LTAX を経由して給与支払報告書を提出する事業者が**申出をしたときは**、市町村は当該通知の内容を e-LTAX を経由し、事業者へ提供しなければならない

※なお、現在は選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付の際の電子データの副本送付は終了となります。



#### 従業員用の「給与所得にかかる特別徴収税額通知（納税義務者用）」:

e-LTAX を経由して給与支払報告書を提出する事業者であって、**個々の従業員へ当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者**が**申出をしたときは**、市町村は当該通知の内容を e-LTAX を経由して事業者へ提供し、事業者を経由して従業員へ提供しなければならない



#### 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370  
 【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753  
 【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503  
 E-mail : info@topandcore.or.jp http : //www.topandcore.com/

